

# ミツヒロニュース



新緑の季節です。先日、平成25年10月1日現在の人口推測が、発表されました。その中で注目されるのが、生産年齢人口(15歳から64歳)が前年に比べ約116万人減少し、2,901万人になったことです。働き手となる人が毎年減少しており、今後も100万人前後で減少すると予測されます。人材確保、育成をしっかりと考えないと、物作りの担い手がいなくなります。

光廣 昌史

## 今月のトピックス

- ◇所得税・相続税  
ダブル非課税の活用を!
- ◇イザというとき慌てない  
税務調査の基礎知識(25)  
「税務調査の現場では  
いま“メール調査”が主流に」
- ◇後継者の学校のご案内
- ◇あとがき  
消費増税

## 所得税・相続税 ダブル非課税の活用を!

個人事業主は法人に比べて節税策に制約があります。

法人では、退職時に退職金の支払いができますが、個人事業主にはありません。

### 1) 支払い退職金の扱い

#### ① 一般退職に伴い支給される退職金

一般退職手当等の場合：

$$\left( \begin{array}{l} \text{一般退職手当等} \\ \text{の収入金額} \end{array} - \begin{array}{l} \text{退職所得} \\ \text{控除額} \end{array} \right) \times \frac{1}{2}$$

- ア. 通常の退職の場合
- 勤続年数が **20年以下**の場合……勤続年数×40万円(最低80万円)
  - 勤続年数が **20年を超える**場合……800万円+70万円×(勤続年数-20年)
- イ. 障害者になったことに直接起因して退職した場合
- ア. によって計算した金額+100万円

#### ② 死亡退職に伴い支給される退職金

支給される死亡退職金から相続税の非課税財産として〈500万円×法定相続人数〉を差し引いて相続財産に加算します。

### 2) 小規模企業共済の活用

『小規模企業共済』という自営業者等のための、退職金積み立て共済制度があります。地主さん等自営業者について、共済金が勤務先の退職金と扱われ、退職金に適用される有利な税制を使えるようになります。地主さん等自営業者(副業での賃貸業は対象外)が掛金を毎月積立て、引退時や死亡時にそれまで積立てた共済金を受け取ります。税務上では退職金として扱われ、死亡時なら「死亡退職金の非課税枠」の対象になります。

(次頁へつづく)

ミツヒロニュースの発送等に関するお問い合わせは、総合企画部 下田・和田まで

http://www.office-m.co.jp/ Tel 082-294-5000 Fax 082-294-5007 mail to : info@office-m.co.jp

## I) 加入できる方

- 1.建設業、製造業、運輸業、不動産業、農業、サービス業（宿泊業、娯楽業に限る）などを営む場合は、常時使用する従業員の数が **20人以下**の個人事業主または会社の役員
- 2.商業（卸売業・小売業）、サービス業（宿泊業、娯楽業を除く）を営む場合は、常時使用する従業員の数が **5人以下**の個人事業主または会社の役員
- 3.事業に従事する組合員の数が **20人以下**の企業組合の役員や常時使用する従業員の数が **20人以下**の協業組合の役員
- 4.常時使用する従業員の数が **20人以下**であって、農業の経営を主として行っている農事組合法人の役員
- 5.常時使用する従業員の数が **5人以下**の弁護士法人、税理士法人等の士業法人の社員
- 6.上記 1、2 に該当する個人事業主が営む事業の経営に携わる共同経営者（個人事業主 1 人につき 2 人まで）

## II) 加入できない方の一例

次のいずれかに該当する方は加入できませんのでご注意ください。

- 1.配偶者などの事業専従者（ただし、共同経営者の要件を満たしていれば共同経営者として加入できます。）
- 2.協同組合、医療法人、学校法人、宗教法人、社会福祉法人、社団法人、財団法人、NPO 法人（特定非営利活動法人）などの直接営利を目的としない法人の役員など
- 3.給与所得者が、副業的にアパート・マンションなどを経営している場合
- 4.学業を本業とする全日制高校生等
- 5.会社などの役員とみなされる方（相談役、顧問その他実質的な経営者）であっても、商業登記簿謄本に役員登記されていない場合
- 6.生命保険外務員など
- 7.独立行政法人勤労者退職金共済機構が運営する「中小企業退職金共済制度」、「建設業退職金共済制度」、「清酒製造業退職金共済制度」、「林業退職金共済制度」（以下「中退共等」）の被共済者である場合

## III) 掛金について

- 1.掛金月額・・・掛金月額は、**1,000円**から **70,000円**までの範囲内（**500円**単位）で自由に選択できます。
- 2.納付方法・・・毎月の掛金は、預金口座振替での払込みとなります。また、掛金の払込方法（払込区分）は「月払い」「半年払い」「年払い」から選択できます。
- 3.増額・減額・・・掛金月額は、**500円**単位で最高限度額（**70,000円**）まで増額できます。一方、次のいずれかの理由により、掛金の納付の継続が困難であると認められた場合に限り **1,000円**まで減額できます。

事業経営の著しい悪化／疾病または負傷／危急の費用の支出  
売上げの減少、支出の増加などにより事業経営の著しい悪化が見込まれるとき

### 4.掛金の前納

掛金は前納できます。前納すると、一定割合の前納減額金が受け取れます。

## IV) 税法上の取扱い

掛金は税法上、全額を小規模企業共済等掛金控除として、課税対象となる所得から控除できます。

また、1年以内の前納掛金も同様に控除できます。なお、掛金は、共済契約者ご自身の収入の中から払い込んでいただきますので、事業上の損金または必要経費には算入できません。

## V) 掛金の全額所得控除による節税額

毎月掛ける共済金は、所得控除になり所得税の節税となります。

課税される 所得金額	加入前の税額(a)	加入後の税額(b)		加入後の節税額 (=a-b)	
	所得税+住民税	掛金月額 3万円	掛金月額 7万円	掛金月額 3万円	掛金月額 7万円
600万円	1,392,700円	1,283,200円	1,137,100円	109,500円	255,600円
800万円	2,033,200円	1,912,700円	1,752,000円	120,500円	281,200円
1,000万円	2,805,000円	2,647,700円	2,438,000円	157,300円	367,000円

## VI) 掛金の積立により死亡時退職金として活用

積み立てた掛金は、死亡によって退職金として支給されます。

その際、相続税の非課税財産として〈**500万円**×法定相続人数〉が控除されます。

## VII) ダブル非課税の効果

掛金7万円を20年間掛けた場合

- ① **所得税**…………… 課税所得900万円超の場合（所得税+住民税が43.693%かかります。）  
 84万円(年間掛金)×43.693%=36万円  
 36万円×20年=720万円 → **節税**
- ② **死亡退職金の支給**… 7万円を20年間掛けると、1,680万円の掛金総額となりますが、  
 受け取る共済金は約1,950万円となります。  
 法定相続人が、3人とすると1,500万円非課税となります。

※**所得税で720万円の節税、死亡退職金で1,500万円の非課税枠が使えます。**

## VIII) 中途解約

中途解約には注意です。1年経過後は8割以上戻りますが20年までは元本割れのままです。

### 〔解約手当金〕

- ① 掛金納付月数が12ヶ月以上の場合にお受け取りいただけます。  
 (12ヶ月未満は、掛け捨てとなります。)
- ② 解約手当金の額は、掛金納付月数が12ヶ月以上84ヶ月未満までは支給率80%、84ヶ月目から6ヶ月単位で支給率が段階的に増加し、240ヶ月以上246ヶ月未満では支給率100%、以降段階的に増加し、最高で120%となります。(240ヶ月未満は掛金合計額を下回ります。)

注) 掛金月額を変更している場合は、240ヶ月以上あっても、掛金合計額を下回ることがあります。

ただし、解約返戻金への課税（一時所得等）まで考慮しても、元本割れ損は、過去の節税メリットがなくなる程度で済むはずです。

## IX) 共済金等の受け取り

共済事由 地位	A 共済事由	B 共済事由	準共済事由	解約事由
個人事業主	◎個人事業の廃止 (注) 配偶者、子へ事業を全部譲渡した場合を除きます。 ◎個人事業主の死亡	◎老齢給付(65歳以上で180ヶ月以上掛金を納付した方は請求することにより受給権を得ます。)	◎個人事業主が配偶者又は子に事業の全部譲渡 ◎法人成りし、その会社の役員に就任しなかった ◎法人成りし、その会社の役員に就任した(役員たる小規模企業者となった時を除く。)	◎任意解約 ◎機構による共済契約の解除(12ヶ月以上の掛金滞納など) ◎法人成りし、その会社の役員たる小規模企業者となった。

◆掛金月額が10,000円の場合 例えば、掛金月額を30,000円として試算するときは、下表の金額を3倍にしてください。

掛金納付年数	掛金合計額	共済金A	共済金B	準共済金	解約手当金
5年	600,000円	621,400円	614,600円	600,000円	●掛金納付月数に応じて、掛金合計額の80%~120%相当額がお受け取りいただけます。掛金納付月数が、240ヶ月(20年)未満の場合は、掛金合計額を下回ります。
10年	1,200,000円	1,290,600円	1,260,800円	1,200,000円	
15年	1,800,000円	2,011,000円	1,940,400円	1,800,000円	
20年	2,400,000円	2,786,400円	2,658,800円	2,419,500円	
30年	3,600,000円	4,348,000円	4,211,800円	3,832,740円	
税法上の取扱い		退職所得扱い			一時所得扱い



# イザというとき慌てない 税務調査の基礎知識

## シリーズ 25. 「税務調査の現場ではいま“メール調査”が主流に」

調査の現場ではいま、メール調査が主流となっています。メール調査とは、税務調査に入った企業のパソコンから怪しいメール情報を抜き出して、申告漏れ等の端緒を掴む調査のことです。電子帳簿保存法を根拠とした足場の堅い調査手法で、近年の税務調査では欠かせない存在となっています。調査に当たっては、まず必要な情報を抽出するため、キーワードで怪しいメールを絞り込みます。

使われるキーワードは、「売上」、「仕入」、「棚卸」、「現金」、「調整」、「口座」、「決算」、「報告」、「利益」、「税務」などです。注文方法や店舗名、得意先名などもキーワードになります。こうして絞り込んだメールについて一つひとつ検討を開始。売上注文メールでは売上除外されたものはないか、受注確認メールでは振込先に簿外預金口座が記載されたものはないか、仕入発注メールでは除外された売上に対応するものはないかなどを見ていきます。

会社のメールから把握できる情報は、顧客からの注文、事業者間取引の見積もりや受発注、請求書や納品書の添付、受領や支払いの確認、代表者等から社員等への業務指示、支店・工場等から本社への業務報告など多岐にわたります。メールにはかなりの情報が詰まっていることから、メール調査を足がかりとして大きな不正が見つかるケースは少なくありません。業務用メールの管理は慎重に行う必要があります。

メール調査は根気の要る作業ですが、メール調査を端緒として不正が発見されるケースは後を絶たしません。例えば、海外法人を利用した架空手数料をメールから把握した事例があります。メール調査に国境はないため、海外支店や海外の取引先とのメールのやり取りも簡単に把握できます。近年、中小企業の海外進出が進む一方で、海外取引を利用した不正も増加傾向にあります。メール調査は、経済取引の国際化にも対応できる有力な調査手法といえるでしょう。

電子メールから仕入先を利用した架空仕入を把握した事例もあります。架空仕入れは帳簿上では読み取れなくても、電子メールのやり取りからその事実を把握できるケースは多くあります。電子メールを端緒に棚卸除外や架空給与を把握した事例も少なくありません。特に棚卸除外は“使いやすい手口”といえます。決算期末の状況をみて動けますし、なにより取引先と通謀する必要がないというお手軽さがウケているのか、常に不正パターンの上位に入っています。

このほか、架空の覚書をプロパティの日付と電子メールにより裏付けた事例なども少なくありません。キーワードで絞り込まれたメールをさらに精査することにより、数多くの不正があぶりだされます。くれぐれも業務用メールの管理にはご注意ください。

参考文献： ■バードレポート第970号 ■中小機構 HP

### DEPS 後継者の学校のご案内

弊社グループ会社、(株)東京ファイナンシャルプランナーズ広島では、昨年に続き**後継者の学校**を6月に開講します。後継者の学校は、事業を引き継ぐ“後継者”や“経営者の補佐役”などを対象とした、経営の基本と本質を実践的に学ぶ後継者育成の場です。パンフレット等、資料をご希望の方は、弊社担当者へお問い合わせください。

**あしがき** 和田です。消費税率が8%になってから約3週間が経ちました。小銭が増えたとか、税抜価格と気付かず購入を決め、税込価格になってちょっとビックリしたとか、今のところ、その程度の実感しかありません。僕は、先取りした需要の反動で価格が下がったときに家電等を購入しようと考えていたのですが、あまり下がらず、あてが外れてしまいました。購入自体は急いではないので、じっくり買い時を見定めて上手に購入しようと思います。

【発行】 株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所 代表取締役・税理士 光廣 昌史

あなたの経営羅針盤  
**Office Mitsuhiro**

株式会社オフィスミツヒロ／光廣税務会計事務所  
〒730-0801 広島市中区寺町5番20号  
Tel 082-294-5000 & Fax 082-294-5007  
URL <http://www.office-m.co.jp/>

